令和4年

第3回市議会定例会 議案第10号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例(昭和35年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第60条の12第1項各号列記以外の部分中「第5項各号」を「第3 項各号」に改める。

第60条の15第37号中「第85条第5項」を「第85条第6項」 に改め、同条第38号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第52号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」 に改め、同条第53号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

第61条第1項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第2項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

第61条の2第1項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第2項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第 7項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備等をするため